

○森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用等に関する条例

平成27年12月25日条例第24号

森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

**第3条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 町長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	母子家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事 件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37

		号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下

		「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3 町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	生活保護法による保護の実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律

<p>する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>第30号。以下「中国残留邦人法」という。)による支援給付又は配偶者支援金に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「障害者総合支援関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「老人福祉措置等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に</p>
-------------------------	---

		<p>よる入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病特定医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>精神保健法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		母子保健法（昭和40年法律第141号）による 養育医療の給付又は養育医療に要する費用 の支給に関する情報（以下「母子保健養育医 療給付等関係情報」という。）であって規則 で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法 律第129号）による資金の貸付け又は給付金 の支給に関する情報（以下「母子等福祉関係 情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
5 町長	生活保護法による保護の 決定及び実施、就労自立給 付金の支給、保護に要する 費用の返還又は徴収金の 徴収に関する事務に準ず る生活に困窮する外国人 に対する生活保護に関す る事務であって規則で定 めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるも の
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつ て規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者総合支援関係情報であって規則で定 めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で 定めるもの
		老人福祉措置等関係情報であって規則で定 めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定 めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定め るもの
後期高齢者医療関係情報であって規則で定 めるもの		

		感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
		健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費等関係情報であって規則で定めるもの
		難病特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		母子等福祉関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定



		めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
		健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費等関係情報であって規則で定めるもの
		難病特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		母子等福祉関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	て規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者の支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者の支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	特別児童扶養手当等の支	生活保護関係情報であって規則で定めるも

	給に関する法律による障 害児福祉手当若しくは特 別障害者手当又は国民年 金法等の一部を改正する 法律（昭和60年法律第34 号）附則第97条第1項の福 祉手当の支給に関する事 務であって規則で定める もの	の 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
12 町長	障害者総合支援法による 自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施 に関する事務であって規 則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるも の 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であっ て規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で 定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定 めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定め るもの 後期高齢者医療関係情報であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
13 町長	重度心身障害者に係る医 療費の助成に関する事務 であって規則で定めるも の	生活保護関係情報であって規則で定めるも の 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの

		障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
14 町長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 町長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 町長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

18 町長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
19 町長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 町長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 町長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 町長	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
23 町長	母子家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの こども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

24 町長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの